

鯖江市議会緊急時業務継続計画

制定 令和元年5月13日

1 緊急時業務継続計画の必要性と目的

平成23年3月の東日本大震災を契機として、震災前には関心が薄かった業務継続計画(Business Continuity Plan)の策定が地方自治体にも広がりを見せている。併せて、当該震災時において専決処分が乱発されるなど、二元代表制の一翼である議会の基本的な機能が果たされなかった経緯と教訓から、議会においても市が策定する地域防災計画等以外に、議会独自の業務継続計画の策定の必要性がクローズアップされてきたところである。

近年、全国的に、また鯖江市においても大きな自然災害が頻発しており、鯖江市議会として、そして鯖江市議会議員としての何らかの行動指針の必要性が感じられたところである。

これらのことから、大規模災害などの非常時においても、二元代表制の趣旨に基づき、議事・議決機関、住民代表機関としての議会が、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するという議会の機能維持を図るため、必要となる組織体制や議員の行動基準などを定めた鯖江市議会緊急時業務継続計画(以下「議会BCP」という。)を策定するものである。

2 災害時の議会、議員の行動方針

(1) 議会の役割

議会は、議事・議決機関として予算、条例、重要な契約などについて、市の団体意思を決定するとともに執行機関の事務執行をチェックし、また、市の重要な政策形成において地域特性や多様な市民ニーズを反映するなど、極めて重要な役割を担っており、このことは、平常時、非常時を問わない。

すなわち、議会は、大規模災害が発生した非常時においても、機能停止することなく、有効な議決ができる会議を開催し、この機能を維持する必要がある。そのためにさまざまな災害を想定し、対応する体制を整えなければならない。加えて災害の復旧・復興時にあっては、住民代表機関として大きな責務と役割を担うものである。

(2) 議員の役割

議員は、合議制としての議会が基本的な機能を維持するために、その構成員としての役割を担うことが基本となる。一方で、議員は災害時には、特にその初期を中心に議会の機能とは別に、一市民として、被災した市民の救援や被害の復旧のために、非常事態に即応した役割も求められるのも事実である。議員は、議会機能を維持するという根幹的な役割を十分に認識する中で、地域活動などに従事する役割も同時に担うものである。

3 災害時の市との関係

災害時においては、災害対応に実質的かつ主体的に当たるのは危機・防災対策担当課をはじめとする行政の関係課であり、議会は主体的な役割を果たすわけではない。議事・議決機関としての役割が基本であり、その範囲で災害に対応することが基本となる。

このことを踏まえ、特に災害初期においては、市では職員が災害情報の収集や応急対策業務などに奔走し、混乱状態にあることが予想されることから、議員の情報収集や要請などの行動については、その状況と必要性を見極め、市の職員が初動体制や応急対応に専念できるよう配慮が必要である。

一方で、議会が自らの役割である監視牽制機能と審議・議決機能を適正に実行するには、正確な情報を早期に収集しチェックを行うことが必要である。そのため議会と市は、それぞれの役割を踏まえて、災害情報の共有を主体とする協力・連携体制を整え災害対応に当たる必要がある。

4 想定する災害

議会BCPの対象とする災害は、次のとおりとする。これは災害時において議会が果たすべき役割や行動については、市の災害対応と極めて高い関連性を有し、相互に補完する形であることから、市において地域防災計画に基づく災害対策本部、国民保護計画に基づく緊急事態連絡本部や市国民保護対策本部（以下「市災害対策本部等」という）が設置される災害基準を概ね準用するものである。

| 災害種別 | 災害内容 |
|------|---|
| 地震 | 鯖江市において震度5弱以上の地震が観測された場合 |
| 風水害 | 台風、暴風、豪雨、洪水、土砂災害などで局地的または広範囲な災害が発生した場合、またはそのおそれがあるもの |
| 雪害 | 被害が大規模で広域にわたるとき |
| その他 | 自然災害のほか、大規模火災などの大規模な事故、原子力災害、新型インフルエンザなどの感染症、大規模なテロなどで、大きな被害が発生した場合、またはそのおそれがあるもの |

※ 【検討課題】 議会BCPの対象とする災害のうち、「原子力災害」に関しては、鯖江市に所在する者について、他の市町村へ避難しなければならないことが想定されることから、特殊な災害として別途検討する必要がある。（別表に再掲）

5 業務継続の体制および活動の基準

(1) 業務継続（安否確認）体制の構築

非常時においても議会が基本的な機能を維持し、業務を継続するためには、その機関を構成する議員の安全確保とその安否確認がスタートとなる。このスタートを迅速かつ的確に行うことが、議会の機能維持にとって重要であり、その後の業務継続体制の構築に大きく影響する。また、この体制は議会と議会事務局の双方において構築し、それぞれが明確な行動基準に基づき対応することが重要である。

① 議会事務局の体制

市災害対策本部等が設置された際には、議会事務局の職員（以下「事務局職員」という。）は、通常業務に優先して速やかに災害対応の業務（以下「非常時優先業務」という。）に当たるものとする。

災害が勤務時間外に発生した場合においては、あらかじめ参集を指名されている事務局職員（第1次参集者）は、災害情報を把握次第、速やかに議会事務局に参集し、非常時優先業務に当たらなければならない。

なお、参集にあつては、当該事務局職員やその家族の被災、当該事務局職員の住居の被害などにより参集できないおそれがあることから、2班体制（第2次参集者）を整えるものとする。

ア 事務局職員の行動基準

a 災害が勤務時間（8時30分～17時15分）内に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身の安全を確保し、自身の安全確保を行った上で、家族の安否確認を行う。その後、速やかに※事務局職員の非常時優先業務に当たる。

b 災害が勤務時間外（c.の休日を除く）に発生した場合（平日夜間のケース）

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認する。第1次参集者※（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に当たる。その他の事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保しておく。

c 災害が休日に発生した場合

事務局職員は、速やかに自身と家族の安全を確保し、自身と家族の安全確保を行った上で、住居の被害状況を確認するとともに、被災者がある場合にはその救出・支援を行う。第1次参集者（第2次参集者にあつては、第1次参集者からの連絡後）は、速やかに議会事務局へ参集し、非常時優先業務に当たる。その他の事務局職員は、議会事務局に安否の報告を行い、連絡が取れる態勢を確保し、自宅での待機や地域での支援活動などに従事する。

※ 事務局職員の非常時優先業務

- ・ 来庁者の避難誘導、被災者の救出・支援
- ・ 議会事務局職員の安否確認
- ・ 議会事務局の被災状況の確認と執務場所の確保
- ・ 議会事務局の電話、パソコンなどの情報端末機器の稼働の確認
- ・ 議員の安否確認
- ・ 議会災害対策会議の設置準備
- ・ 市災害対策本部等との連絡体制の確保
- ・ 災害関係情報の収集・整理、議員への発信
- ・ 議場、委員会室などの建物の被災状況の確認と会議場所の確保
- ・ 議場、委員会室の放送設備の稼働の確認
- ・ 電気、水道などインフラの確認
- ・ 報道対応など

イ 議員への安否確認方法と確認事項

a 議会事務局の情報通信端末が使用できる場合

議会事務局のパソコンなどから議員の携帯メール等に一斉送信、返信のない場合は、議会事務局の固定電話から議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール等への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

b 議会事務局の情報通信端末が使用できない場合

事務局職員の携帯メールなどから議員の携帯メール等に一斉送信、返信のない場合は、事務局職員の携帯電話などから議員の携帯電話や固定電話に連絡する。なお、議長と副議長については、携帯メール等への送信に加えて、直接電話により安否を確認する。

c 議会事務局と事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合

※【検討課題】 通信機器が全てダウンすることを想定し、議会独自の連絡体制を確保する必要がある。(別表に再掲)

ウ 安否確認事項

別添様式1「議員安否確認表」に基づき、次の内容を確認する。

- ・ 議員とその家族の安否状況
- ・ 議員の所在地
- ・ 議員の居宅の被害状況
- ・ 議員の参集の可否と参集が可能な時期
- ・ 議員の連絡先（家族などの連絡先）
- ・ 地域の被災状況

② 議会の体制

ア 議会災害対策会議の設置

議会は、災害時において、災害初期から議会機能を的確に維持するため、市災害対策本部等の設置後、速やかに、鯖江市議会災害対策会議（以下「議会災害対策会議」という。）を設置する。

（議会災害対策会議）

- ・ 議会災害対策会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 議員の安否、居所、連絡手段等の掌握に関する事。
 - (2) 議員の招集に関する事。
 - (3) 市災害対策本部等から受けた被災情報を全議員に伝達する事。
 - (4) 議員から提供された地域の被災情報を整理し、市災害対策本部等に提供する事。
 - (5) 国、県その他の関係機関に対する要望等に関する事。
 - (6) 市災害対策本部等からの依頼事項に関する事。
 - (7) その他議長が特に必要と認める事。

- ・ 議会災害対策会議は、議長、副議長、議会運営委員長および各会派の代表者（「以下「代表者」という）で組織する。
 - (1) 議長は、議会災害対策会議を代表し、その事務を統括する。
 - (2) 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を行う。
 - (3) 議長および副議長とともに事故があるとき、または欠けたときは、議会運営委員長がその職務を行う。
 - (4) 議長、副議長および議会運営委員長に事故があるとき、または欠けたときは、議長のあらかじめ指定する代表者がその職務を行う。
 - (5) 代表者に事故があるとき、または欠けたときは、当該会派の議員のうちからその職務を代理する者を出席させることができる。

- ・ 議会災害対策会議の会議は、議長が招集する。

- ・ （解散） 議長は、次のいずれかに該当する場合において、災害の対策措置が講じられていると認めるときは、議会災害対策会議を解散する。
 - (1) 市災害対策本部等が解散されたとき。
 - (2) 前号のほか特に議長が認めたとき。

- ・ （庶務） 議会災害対策会議の庶務は、議会事務局において処理する。

- ・ （委任） その他、議会災害対策会議の運営に関し必要な事項は議長が会議に諮って

定める。

イ 議員の基本的行動

議員は、災害時には、速やかに自身と家族の安全確保、安否確認を行い、自身と家族の安全が確保された段階で次の活動を行うものとする。なお、議員としての立場を踏まえて活動に当たらなければならない。

- a 議会災害対策会議からの全議員の参集指示があるまでは、地域の一員として市民の安全確保と応急対応など地域における活動に積極的に従事する。
- b 地域活動などを通して、執行機関が拾いきれない地域の災害情報などを収集する。
- c 議会災害からの全議員の参集指示に速やかに対応できるよう、連絡態勢を常時確保しておく。
- d 議会災害対策会議の議員は、議会災害対策会議が設置された場合には、上記にかかわらず議会災害対策会議の任務に当たる

ウ 発生時期に応じた議員の行動基準

- a 災害が会議（本会議・委員会・全員協議会・その他全議員が参加して行う会議。以下「本会議等」という。）中に発生した場合
議長または委員長は、直ちに本会議等を休憩または散会し、事務局職員に対し、避難誘導その他安全確保のための指示をするものとする。
議員は、速やかに自身の安全を確保し、その上で被災者がある場合にはその救出支援を行う。次に家族の安否確認を行うとともに、今後の対応の指示があるまで待機するものとする。
- b 災害が会議時間外（夜間・土曜・日祝日・休会日など）に発生した場合
議員は、速やかに自身と家族等の安全を確保し、速やかに安全な場所に避難した上で、地域における被災者の安全の確保、避難所への誘導等にできる限り協力する。
また、みずからの安否とその居所および連絡先を議会事務局に連絡し、議会災害対策会議からの指示があるまで、議会BCPに基づき個人の判断により行動する。
ただし、議長等から登庁の指示があったときは、速やかに登庁する。
- c 委員会または会派による視察（出張）を行っている場合
視察団の責任者（委員長または代表者）は、速やかに視察を終了し、帰市（市内視察にあっては帰庁）する。

d 議長等の出張

原則として、前記Cと同様の対応とする。議長が出張しているときは、帰市または帰庁するまでの間、副議長が議長の職務を行う。

エ 議会災害対策会議などの指揮・命令系統

議会災害対策会議と議会事務局においては、委員長（議長）と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。（別紙）

(2) 行動時期に応じた活動内容の整理

災害時においては、発災からの時期に応じて求められる行動や役割は大きく変化することから、それぞれの時期（初動期、中期、後期）に応じた行動形態や行動基準を定めることは重要であり、災害が休日・夜間に発生した場合を基本的行動パターンとして整理するものである。なお、後期から平常時に移行していく段階では、災害の程度に応じて市において復興計画の策定が考えられるところであるが、当該計画においてはより議会の責任を明確にする観点からも、議会の議決に付すべき事件に加えるなどの検討が必要である。

- ① 行動形態
- ② 行動基準
- ③ 議員の参集方法など

(3) 審議を継続するための環境の整理

災害によって本庁舎の施設や設備の機能が制限される状況において、議会の機能を維持するためには、必要となる資源の現状と課題を踏まえ、必要な資源の確保に向けた措置（対応）が必要である。

- ① 庁舎の建物・設備
- ② 通信設備
- ③ 情報システム
- ④ 備蓄品などの確保

6 情報の的確な収集

議会として適正な審議、決定を行うに当たっては、地域の災害情報を的確に把握することが前提となる。災害情報は、市の地域防災計画に基づき配備される各機関などを介して、市災害対策本部等に集積されることから、当該本部等を通して情報を得ることが効率的である。

一方で、より地域の実情に詳しい議員には、地域から詳細な災害情報などが寄せられることも事実であり、議員の獲得する情報は非常に有益で市の災害情報を補完するものとなる。

これらのことから災害情報を的確に把握し、災害対応に当たるためにはそれぞれの情

報を共有することが大切である。

そのためには、市災害対策本部等と議会災害対策会議において、組織的な連絡・連携体制を確立しておくことが重要である。

※ 市災害対策本部等に、議会事務局からあらかじめ指名した職員が参加する。

(現在、市災害対策本部等の会議には、議会事務局から局長が参画している。)

※ 議員の情報提供・収集などは、緊急時などを除き可能な限り議会災害対策会議を窓口として行うものとする。

(1) 地域の災害情報の収集など

議員は、市の把握する災害情報に加えて、議員としての地域性や立場から、より地域の災害状況や市民の声を把握することが可能である。そのため、議員は議会災害対策会議からの参集の指示があるまでは、地域での救助活動などに協力するとともに、災害状況の調査や市民の意向の収集、把握に努めるものとする。

議員が収集する災害情報は、市が把握しきれていない情報を補完するなど非常に有益ではあるが、一方でその情報の混乱と錯綜によって、結果的に市の迅速な災害対応の支障になるおそれもあることから、そのような事態を避けるとともに、災害情報の整理・分析の効率化につなげるため、あらかじめ情報収集事項を整理しておくことは重要である。

7 議会の防災訓練

議会BCPの作成を踏まえ、災害時における議会と議会事務局の体制や行動基準、非常時優先業務の内容などを検証・点検し、より実効性のあるものとするため、併せて災害に対する危機意識を高める観点から、議員と議会事務局職員を対象とした防災訓練(机上訓練・図上演習など含む。)を毎年1回以上は実施することが必要である。

8 計画の運用

(1) 議会BCPの見直し

議会BCPに基づく必要資源の確保や防災訓練などの実施により得られた情報、新たに発見された課題などについては、適切に計画に反映させ、計画をレベルアップさせていく必要がある。また、検討課題に対する対策が完了した場合や実施すべき内容・手順などに変更が生じた場合においても、それらを計画に反映させる必要があることから、議会BCPはその必要の都度、適宜継続的に改正を行うものとする。

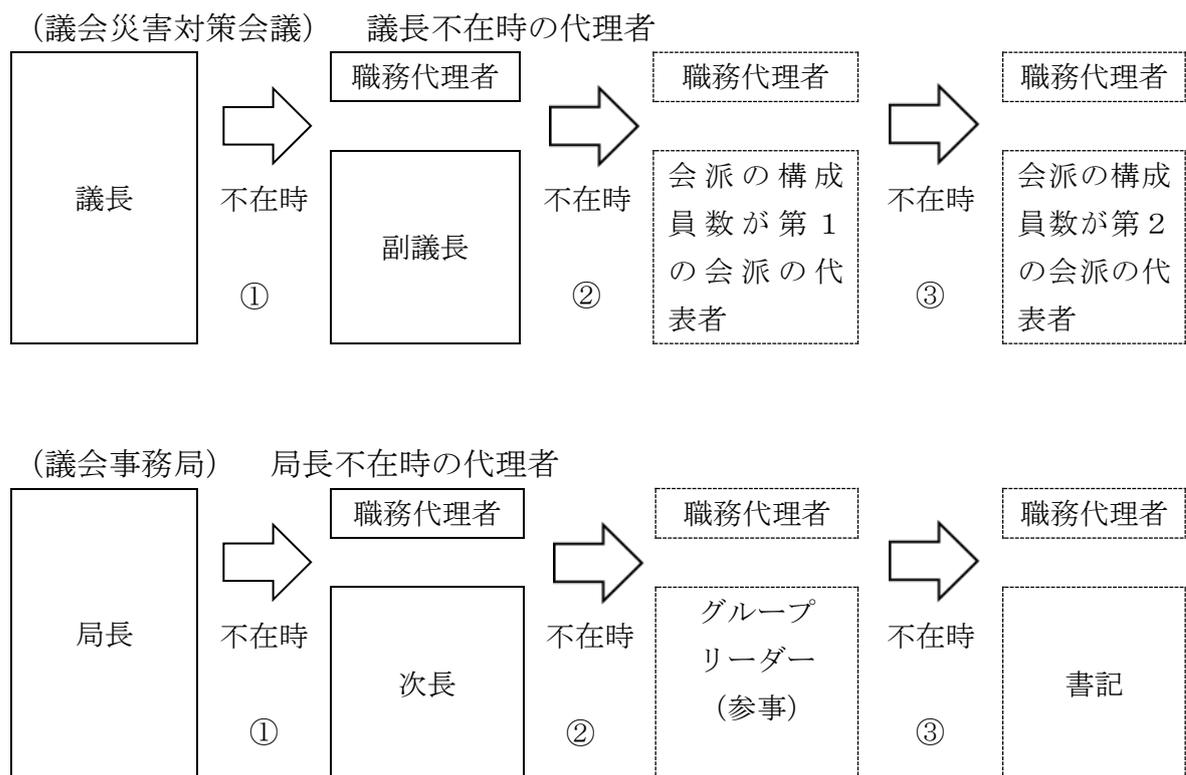
なお、今後の見直しに当たっては、外からの応援・支援を受け入れる受援力についても、重要な検討ポイントになると思われる。

(2) 見直し体制

議会BCPの見直しは、議会災害対策会議を中心に行うものとする。なお、必要に応じて計画策定時の議員は、議会災害対策会議に参加できるものとする。

(3) 議会災害対策会議などの指揮・命令系統

議会災害対策会議と議会事務局においては議長と局長の不在などの場合に備えて指揮・命令の順位を次のとおり定めるものとする。



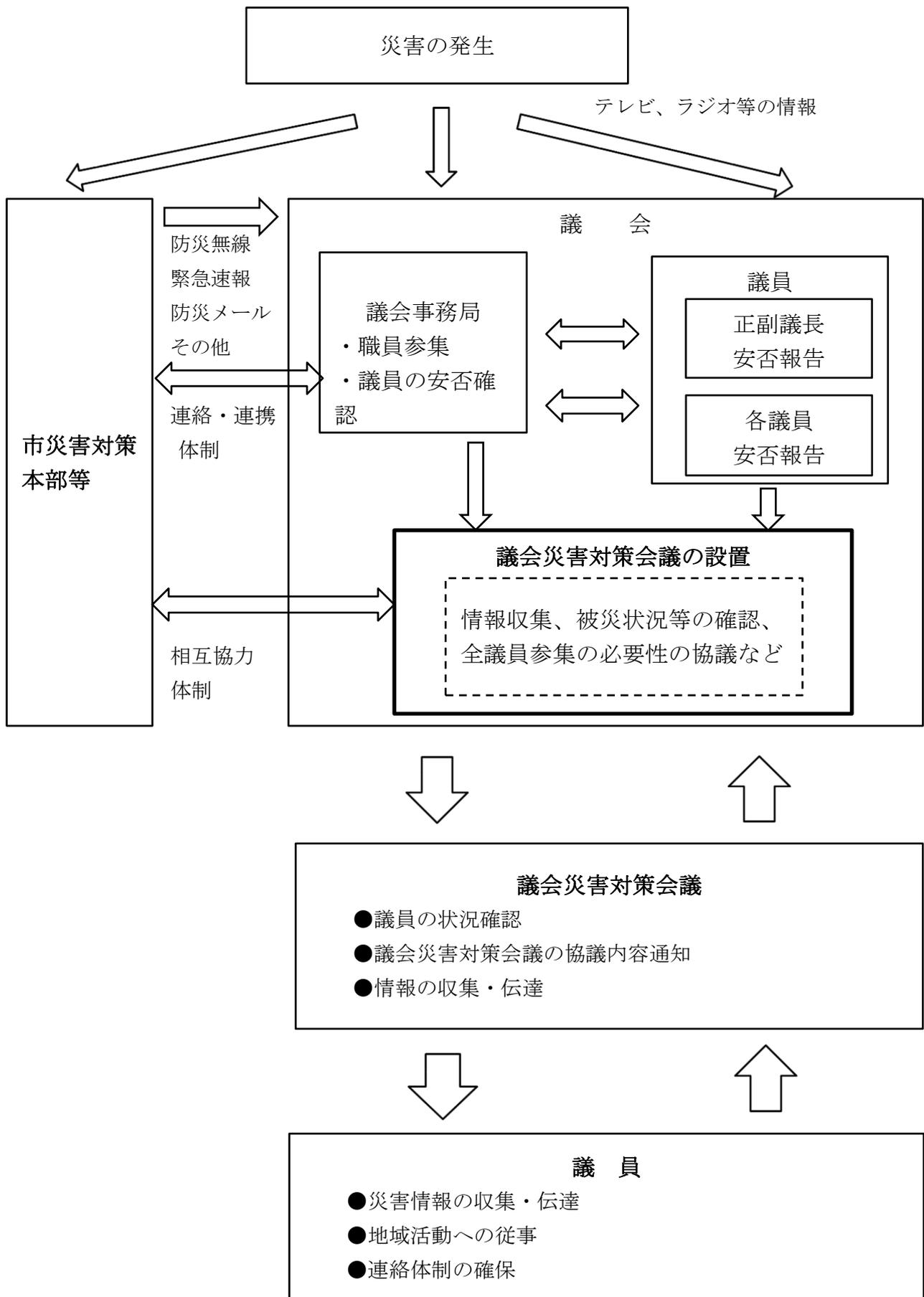
(4) 議員と市災害対策本部等、議会災害対策会議との情報伝達

① 市災害対策本部等が関係機関から収集・整理した災害情報は、議会災害対策会議を通じて議員に伝達する。

② 議員が把握した地域の被災情報は、必要に応じて、議会災害対策会議を通じて、市災害対策本部等に提供する。

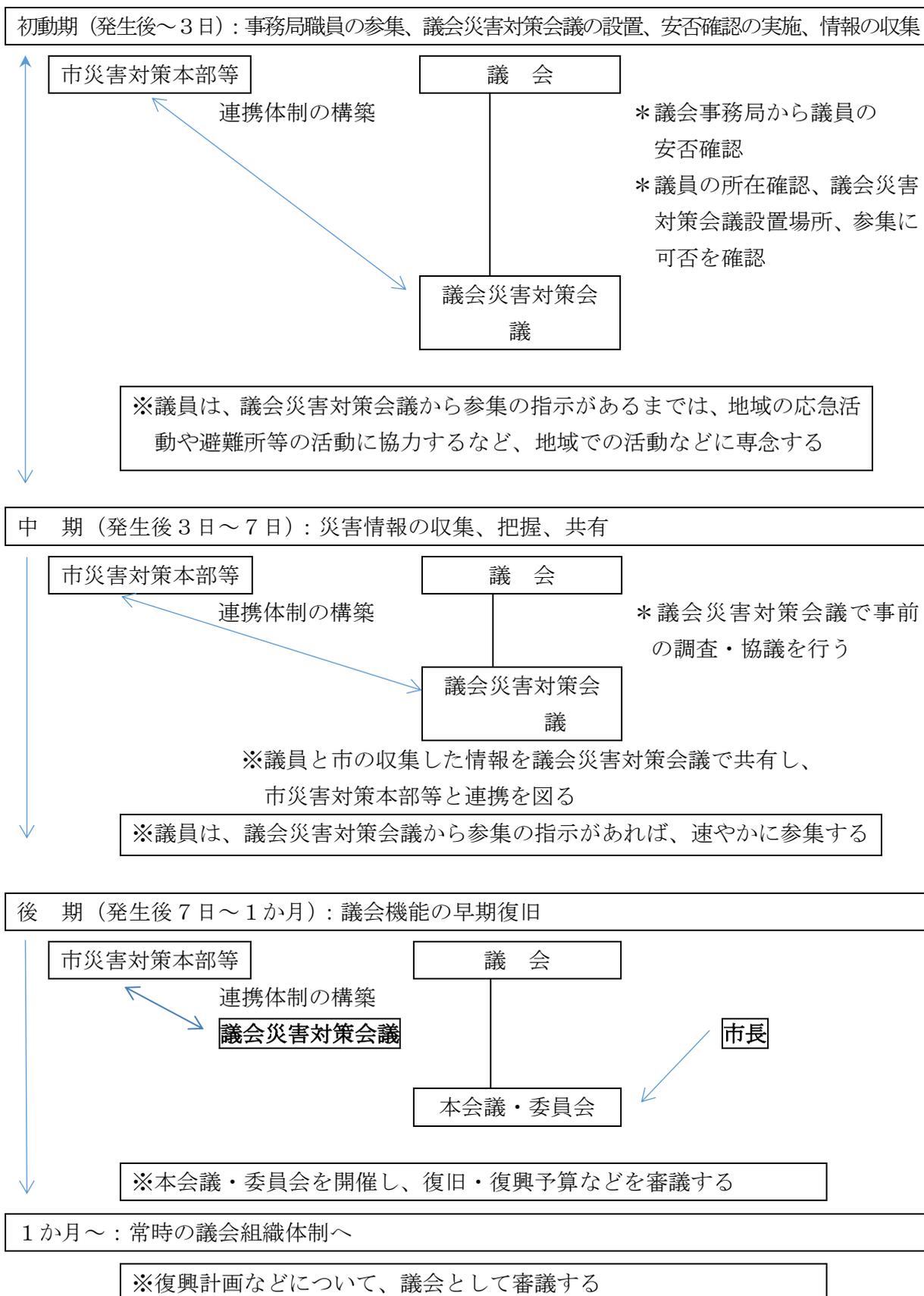
なお、救助・救命に係る情報は消防本部に緊急通報（119番）するなど、緊急性の高い情報については、関係機関へ連絡する。

(災害時の議会・議会事務局の行動の流れ)



9 災害発生時の対応

- ①行動形態（災害が会議外に発生した場合の基本的行動形態）
 災害時の行動形態は、次のとおりとする。



②行動基準

(災害が会議外に発生した場合の基本的行動形態)

議会事務局職員、議会災害対策会議、議会・議員の行動基準は、次のとおりとする。

| 時 期 | 事務局職員の行動 | 議会災害対策会議の行動 | 議会・議員の行動 |
|--------------------------------------|--|--|--|
| 【初動期】 災害発生直後 2 4 時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害情報の確認 ・ 自身と家族の安全確保 ・ 議会事務局へ参集 ・ 議会事務局の被災状況の確認（議会災害対策会議の場所決定） ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 議会災害対策会議の設置 ・ 議会事務局の情報端末機器の確認 ・ 市と連絡体制確保 ・ インフラの確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の設置 ・ 災害関係情報の収集 ・ 市災害対策本部等との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 自身と家族の安全確保 ・ 議会事務局に安否報告 |
| 2 4 時間 4 8 時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議員の安否確認 ・ 職員の安否確認 ・ 議場、委員会室などの被災状況の確認 ・ 議場、委員会室の放送設備の確認 ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集 ・ 報道対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 議員の安否情報処理 ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市災害対策本部等と情報共有、収集 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議から指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 |
| 4 8 時間 7 2 時間 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 情報を収集し、全議員招集の有無を協議 ・ 市災害対策本部等と情報共有 ・ 議会運営事項の協議・市災害対策本部等と情報共有 ・ 議会運営事項の協議 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議から指示があるまでは地域活動 ・ 災害関係情報の収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 議会災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保 |

| | | | |
|------------------------------------|--|--|---|
| <p>【中期】</p> <p>3日</p> <p>7日</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 災害関係情報の収集・整理・発信 ・ 議会再開に向けた準備 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 情報を整理し、全議員招集の有無を協議 ・ 議会運営に再開準備（開催場所、議案などの協議） ・ 災害初動対応の進捗状況の確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議からの指示を踏まえて行動 ・ 地域での災害情報、意見、要望などの収集 ・ 地域での救援、救助活動、避難所運営などへの協力 ・ 議会災害対策会議からの指示に即応できる態勢の確保 |
| <p>【後期】</p> <p>7日</p> <p>1か月程度</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 議会再開に向けた準備 ・ 通常業務に移行 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議の運営 ・ 本会議、委員会の開催準備 ・ 復旧工事などの確認 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 議会災害対策会議からの指示により、議員活動に専念 ・ 本会議、委員会の開催 ・ 議決事件の審議・議決 ・ 復旧活動に関する国・県への要望などの検討 ・ 復興計画の審議 ・ 通常の議会体制へ移行 |

③議員の参集方法など

議員は、議会災害対策会議から参集の指示があった場合には、自身と家族の安全を確保した上で速やかに参集するものとする。なお、自身や家族の被災、住居の被害により参集できない場合には、その負傷などの対応後に参集するものとし、また、参集が不可能な場合には、必ずその旨を報告するとともに、常に連絡が取れる態勢を確保しておくものとする。

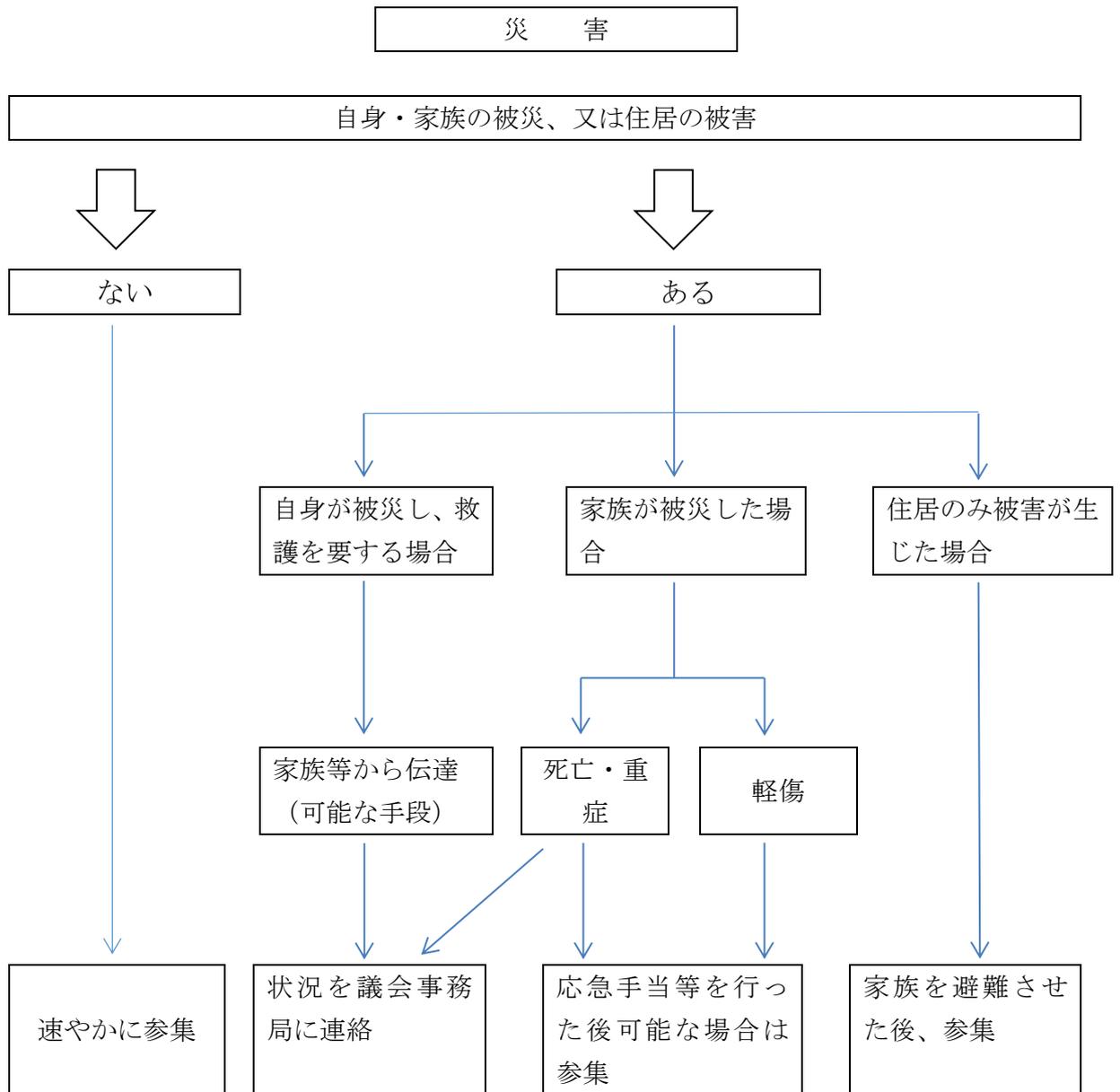
議員の参集基準

| 災害種別 | 参集方法（手段） | 参集場所 | 服装 | 携帯品 |
|------|--|--|--|------------------------------------|
| 地震 | 公共交通機関が利用できないことを想定し、徒歩での参集を基本に、道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考えて必要な交通用具にて参集 | 本庁が被災していない場合 ⇒ 議会事務局 本庁が被災した場合 ⇒ 議会災害対策会議が指示する代替施設・場所 | 防災服、ヘルメット、防災靴の着用を基本に、自身の安全を確保できる服装 冬季は防寒対策を行う | 携帯電話等、筆記用具、飲料水、3日分の食料、軍手、マスク、着替えなど |
| 風水害 | 全域 | 同上 | 同上 | 同上 |
| | 局地 | 災害場所や道路状況等を踏まえ、安全を最優先に考え必要な交通用具にて参集 | 同上 | 同上 |
| その他 | 同上 | 同上 | 同上 | 同上 |

※参集途上、被災者の救命が必要となった場合には、当該救命活動を優先する。この場合、直ちに議会事務局に報告する。

※参集途上、参集に支障のない可能な範囲で災害情報を収集する。

※参集時の判断基準



議員は、自身が被災することも想定し、災害時における自身の行動形態や議会事務局との連絡事項などについて、その伝達方法などを含めて家族間で定め情報を共有しておくことが必要である。

議会BCPにおける検討課題の整理表

| 項 目 | 検討課題 | 記載箇所 |
|--|--|-------|
| 4 想定する災害 | 議会BCPの対象とする災害のうち、「原子力災害」に関しては、鯖江市に所在する者について、他の市町村へ避難しなければならないことが想定されることから、特殊な災害として別途検討する必要がある。 | 2 ページ |
| 5 業務継続の体制および活動の基準 (1)業務継続（安否確認）体制の構築 ① 議会事務局の体制 イ 職員への安否確認方法と確認事項 | 議会事務局と事務局職員の情報通信端末が全て使用できない場合においては、通信機器が全てダウンすることを想定し、議会独自の連絡体制を確保する必要がある。 | 4 ページ |